

令和8年第4回（2026年第4回）
八街市農業委員会総会

令和8年4月8日
八 街 市 農 業 委 員 会

令和8年第4回（2026年第4回）農業委員会総会

令和8年4月8日午後3時36分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

＜農業委員＞

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 5. 久野紀子 | 9. 今関富士子 |
| 2. 山本元一 | 6. 中村勝行 | 10. 貫井正美 |
| 3. 小川正夫 | 7. 深澤一郎 | 11. 岩品要助 |
| 4. 望月浩樹 | 8. 円城寺伸夫 | |

＜農地利用最適化推進委員＞

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘 | 14. 鵜澤良一 |
| 2. 内貴光男 | 9. 小山哲章 | 15. 古川儀行 |
| 3. 伊藤勇士 | 10. 飛田芳文 | 16. 加藤秀雄 |
| 4. 保谷研一 | 11. 鈴木弘明 | 17. 井口裕史 |
| 5. 浅羽宏明 | 12. 今井定男 | 18. 山本 健 |
| 6. 松原 勝 | 13. 小倉 正 | |

2. 欠席者

＜農地利用最適化推進委員＞

8. 山本和秀

3. 事務局

- | | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 齋藤康博 | 係長 | 太田謙一 |
| 主 査 | 小川由佳 | 主任主事 | 三好夏樹 |
| 主任主事 | 梅澤孝行 | | |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について【一括】
議案第6号 令和8年度最適化活動の目標設定等(案)の承認について

5. その他

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 権利者（承継者）の変更について

○齋藤事務局長

開会を宣す。（午後３時３６分）

○岩品会長

今月の案件は、農地法第３条、４条、５条本体で１２件、その他議案２件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は１１名全員ですので、この総会は成立しました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は１７名です。

なお、農地利用最適化推進委員の山本和秀委員より欠席の連絡がありました。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

齋藤事務局長、お願いします。

○齋藤事務局長

それでは、会務報告いたします。

３月１２日木曜日午後１時３０分より、転用事実確認現地調査を、調査委員会調査班第３班、望月班長、円城寺委員、今関委員で実施いたしました。

３月１８日水曜日午後１時３０分より、人事異動に伴う他部局協議に岩品会長にご出席いただきました。

３月１９日木曜日午後１時３０分より、転用事実確認現地調査を、調査委員会調査班第１班、山本元一班長、中村委員、深澤委員で実施いたしました。

３月３０日月曜日午後１時３０分より、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を、調査委員会調査班第３班、望月班長、円城寺委員、今関委員、小山推進委員、飛田推進委員で実施いたしました。

４月１日水曜日午前９時３０分より、異動者辞令交付式を市役所で行い、岩品会長にご出席いただきました。

４月２日木曜日午後１時３０分より、調査委員会面接調査を市役所第１会議室で、調査委員会調査班第３班、望月班長、円城寺委員、今関委員、小山推進委員、飛田推進委員で実施いたしました。

続いて、４月８日水曜日午後２時３０分より、役員会を実施いたしました。岩品会長、貫井副会長、山本元一班長、古市班長、望月班長、鵜澤推進委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。

今月は、議席番号９番今関委員、１０番貫井委員をお願いします。

議事に入ります。

議案 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局説明願います。

○小川主査

議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号 1、区分、贈与、所在、文違字陳場地先、地目、畑、面積 1、520 平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたいため。義務者事由、農業経営規模縮小のため。

番号 2、区分、売買、所在、八街字大清水地先、地目、畑、面積 2、188 平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営規模縮小のため。

番号 3、区分、売買、所在、大木字三ノ谷、仁木戸台及び四ノ谷地先、地目、畑、宅地現況畑及び山林現況畑、面積 1、008 平方メートルほか 11 筆、計 12 筆の合計面積 8、192.64 平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、市外在住で営農が困難なため。

番号 4、区分、贈与、所在、榎戸字二又台地先、地目、畑、面積 495 平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたいため。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第 1 号 1 番について飛田委員、調査報告をお願いします。

○飛田委員

議案第 1 号 1 番、農地法第 3 条申請に関わる調査報告結果について報告いたします。

当該申請は農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地の位置につきましては、八街市役所より北方向へ 2.8 キロメートル。境界はコンクリート杭、境木で確定しております。現況は整地されていて、すぐに耕作できる状態です。進入路は所有地より確保されております。

次に、農地法第 3 条第 2 項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。

権利者が所有及びリースする主な農機具は耕運機 1 台ですが、必要なときは義務者より借用することとなっております。労働力は、本人、妻の二人であり、技術力についても問題なく、年間 150 日以上 of 農作業従事日数要件を満たしております。また、過去 3 年間に於いて農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は落花生、サツマイモを作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約 50 メートル、徒歩 1 分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号2番、3番について内貴委員、調査報告をお願いします。

○内貴委員

議案第1号2番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地について、位置は八街駅より東方に約1キロメートル。境界は南北は住宅地、東は市道、西は農地ですが境界石により確保されています。現況は雑草に覆われていますが耕耘は可能です。進入路は市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者が所有及びリースする農機具は、トラクター1台、耕運機1台、2トントラック1台です。労働力は1名であり、技術力についても問題なく、年間150日以上農作業従事日数要件を満たしております。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画はブルーベリーを作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約16キロメートル。車で約35分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないものと思われます。

続きまして、議案第1号3番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

申請地は、位置は八街駅より南東に約2.5キロメートル。境界は四方に農地はありません。現況は、雑草に覆われていますが耕運は可能です。進入路は県道76号により確保されています。農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で農作物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員の要件についても農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター1台、管理機4台、軽トラック1台、収穫機1台です。労働力は、役員1名が年間150日以上農業従事者であり、技術力についても問題ありません。また、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考になる事項として、営農計画はサツマイモを作付する予定であり、通作距離は

会社から申請地まで約２０キロメートル。車で約３０分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第３条第２項各号の不許可基準には該当しておらず、また農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第１号４番について、山本和秀委員に代わり飛田委員、調査報告をお願いします。

○飛田委員

議案第１号４番、農地法第３条申請に関わる調査結果について報告いたします。

当該申請は農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地について、位置は市役所より西方向約２．６キロメートル。境界はブロック塀と境木で確定しております。現況は、玉ねぎ、さやえんどうなどが作付されております。進入路は八街市道より確保されています。

次に、農地法第３条第２項各号の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者が所有及びリースする主な農機具は、耕運機１台、軽トラック１台です。労働力は、本人、妻、息子２人の４名であり、技術力についても問題なく、年間１５０日以上農作業従事日数要件を満たしております。また、過去３年間に於いて農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は、スイカ、落花生、にんにくを作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約５０メートル、徒歩で１分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は、農地法第３条第２項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第１号１番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、１番は許可することに決定します。

議案第1号2番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可することに決定します。

議案第1号3番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可することに決定します。

議案第1号4番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可することに決定します。

次に、議案第1号5番は調査委員会案件です。

調査班第3班が担当したので、望月班長、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第1号5番、農地法第3条申請は調査班第3班が担当しましたので報告します。

当申請は、先月埋め立て等の違反行為で取り下げた案件の埋め立てていない部分1筆の申請です。

区分、売買、所在、文違字文違野、地目、畑、面積204平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたい。義務者事由、相続で農地を取得したが農業をしていない。また市街地に居住していて管理ができないとのことです。

この案件につきまして、3月30日午後に現地調査を行いました。

調査委員は、私と円城寺委員、今関委員、貫井副会長、地区担当推進委員の飛田推進委員、小山推進委員、事務局の三好主任主事、齋藤局長で行い、面接調査は4月2日午後に、私と今関委員、地区担当推進委員の飛田推進委員、小山推進委員、事務局の小川主査、齋藤局長と権利者で行いました。

立地基準ですが、八街市役所より北へ2.1キロメートルに位置し、境界は木杭によって決定されています。現況は、一面雑草に覆われていました。問題としては、進入路がないことで、北側の埋め立て地からの進入は許可できず、西側の農地から進入できるが通行承諾書が必要であるため、取得するようお願いしました。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者が所有及びリースする主な農機具は、耕運機1台で、労働力としては、現在教員であり取得後は兼業し、年間農作業従事日数150日以上を目指すとのことです。今後については、子どもに手伝ってもらおう予定があるということでした。

その他、参考となる事項として、営農計画は、ジャガイモ、ナス、大根を作付ける予定で、全て自家消費するとのことです。経験としては、父の家庭菜園の手伝いと耕運。トマト、キュ

ウリ、ナスを作付けた経験があるとのことでした。通作距離は50メートルほどで徒歩1分です。

また、近隣の耕作者や住民から苦情等があった場合は、速やかに対応できるかの問いに、対応できるとのことでした。

確認として、農地を農地として取得し、耕作することとなるので、原則、転用申請はできないことを理解、確認しました。

以上の内容から、新規就農で経験の少ない兼業農家となりますが、権利取得後には農地を効率的に利用し、耕作に必要な農作業に従事してくれると思われます。

なお、先ほど確認したところ、4月3日に進入路の通行承諾書が提出されました。よって、調査班3班といたしましては許可相当と判断しました。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号5番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

太田係長、お願いします。

○太田係長

それでは、議案書5ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、朝日字梅里地先、地目、原野現況畑、面積798平方メートル。転用目的、診療所及び駐車場用地。転用事由、現在、歯科医院を開業しているが、自らが代表理事を務める医療法人が新たに内科・皮膚科医院を開業するため、隣接する当該申請地を整備し、貸し付けたいというものです。

農地の区分は農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当いたします。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号1番について、清水委員、調査報告をお願いします。

○清水委員

議案第2号1番について報告いたします。

立地事由ですが、八街駅より南東方向へ約3キロメートルに位置し、八街三里塚線に接道しております。

農地区分としては、事務指針28ページ②の㊸に該当するため、第1種農地と判断。第1種農地の場合、事務指針32ページ②の㊸の（オ）の例外に該当します。

一般基準ですが、本計画地は既存の医療施設と隣接しており、本件事業実施にあたって一体的な医療サービスの提供が可能となる最適な立地です。つきましては、土地所有者による施設建設及び外構整備の完了後、速やかに当法人との間で不動産賃貸借契約を締結し、地域住民のための医療施設として供します。

用水は八街市上水道、汚水雑排水は施設内合併浄化槽により処理し、蒸発散装置へ流し処理します。雨水は砂利敷きにより自然浸透処理します。

次のことから、何ら問題ないと思われます。

以上、報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

太田係長、お願いします。

○太田係長

それでは、議案書6ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積494平方メートル。転用目的、車両及び資材置場用地。転用事由、当初、専用住宅を建築する予定であったが、事情により計画が無くなり、申請地に近接する土地で電気工事業を営む法人が、既存の資材置場が手狭なため近接である当該申請地を車両及び資材置場用地として利用する計画に変更したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第3号1番は、議案第4号1番に関連しておりますので、議案第4号で担当委員の飛田委員、調査報告をお願いします。

それでは次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

太田係長をお願いします。

○太田係長

それでは、議案書7ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積494平方メートル。転用目的、車両及び資材置場用地。転用事由、申請地に近接する土地で電気工事業を営む法人が車両及び資材置場用地として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

番号2、区分、売買、所在、朝日字竹里地先、地目、原野現況畑、面積868平方メートル。転用目的、長屋住宅（2棟）用地。転用事由、長屋住宅の賃貸経営により安定した収益を得たいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当いたします。

番号3、区分、売買、所在、富山字富山地先、地目、畑、面積3,249平方メートルのうち941.58平方メートル。転用目的、建売分譲住宅（2棟）及び道路用地。転用事由、建売分譲住宅（2棟）の建築、販売となります。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

番号4、区分、売買、所在、八街字松ヶ丘地先、地目、畑、面積2,917平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,893平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、再生可能エネルギー事業による地球温暖化解消及び国内のエネルギー問題解決のため、当該申請地に太陽光発電施設を設置したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続いて、議案書8ページをご覧ください。

番号5、区分、売買、所在、八街字南中道地先、地目、畑、面積73平方メートル。転用目的、貸駐車場用地。転用事由、権利者が取締役を務める会社の隣接地である当該申請地を来客用駐車場として利用したいというものです。農地の区分は、用途地域内の第2種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号1番及び第3号1番について、飛田委員、調査報告をお願いします。

○飛田委員

議案第3号1番並びに第4号1番は、関連案件のため一括して調査報告いたします。

まず、立地条件ですが、八街市役所より北方向へ約2.7キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針31ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は駐車場及び資材置場の用途で、現在、本申請地の隣接地で電気工事業を営んでおりますが、既存施設が手狭なため当該申請地を取得し、作業効率及び安全性の向上を図りたいとのことです。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。

申請地は現地盤で使用するため、外部からの土砂の搬入は行いません。雨水について、敷地内浸透、汚水雑排水は発生いたしません。また、周辺農地の営農条件への支障については特にありません。

以上のことから、立地条件、一般基準ともに何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号2番、3番について清水委員、調査報告をお願いします。

○清水委員

議案第4号2番についてご報告します。

立地基準ですが、八街駅より南東方向へ約2キロメートルに位置し、公衆用道路に接道しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針28ページ②のaに該当するため、第1種農地と判断。第1種農地の場合、事務指針32ページ②のcの(エ)による例外に該当します。

一般基準ですが、周辺の宅地化が進んでいて、さらに上水道もあり、ほかに事業を行うのに適した土地がなく、環境や利便性を思い、アパートの賃貸経営を行って十分な利用が見込め、安定した収入が得られると判断し事業を行う計画をしました。建設予定のアパートはテラスハウスで2階建て、1棟4戸入り入居可能なものを2棟予定しております。

上水は公営水道、雨水は浸透枳を設置し、敷地内処理、汚水雑排水は公共下水道へ接続。敷地内は砂利流出のないようブロック及びフェンスを設置し、流出を防止いたします。

以上のことから、立地基準、一般基準、何ら問題ないと思われま

す。続きまして、議案第4号3番について報告します。

立地基準ですが、八街駅より北西方向へ約2キロメートルに位置し、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針31ページ⑤のbに該当するため第2種農地と判断。

一般基準ですが、権利者は不動産業を営んでおり、本申請地を購入し建売住宅(2棟)を建築し販売いたします。近隣には工業施設等があり、住宅地として適しております。また、隣地

農地と建設用地とは道路で分断されており、農地等への支障はないものと思われます。

造成計画としては、ほぼ平らであり申請地内で切り盛りし、土砂等の搬入はありません。用水は井戸、雨水は施設内に自然浸透、汚水雑排水は小型合併浄化槽にて処理し、側溝へ接続し、放流します。

このことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないと思われます。

以上、報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号4番について、松原委員、調査報告をお願いします。

○松原委員

議案第4号4番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告します。

まず、立地基準ですが、八街市役所より南西へ約3.8キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されています。

農地区分は事務指針31ページ⑤の⑥に該当するため第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、譲渡人は農業の後継者がいないことから農地の維持管理を続けていくことが厳しく、農地の縮小を検討していたところ、太陽光発電の話があり、太陽光発電施設の設置を計画しました。

事業計画としては、面積は5,893平方メートルであり、基本的には現在の地形のまま設置する予定です。

切土、盛土、埋め立て等はいりません。事業資金は自己資金で賄います。

工事中は、工事車両等の出入りには十分注意をするとのこと。

以上の内容から、本案件は何ら問題ないと思われます。

これで、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号5番について、伊藤委員、調査報告をお願いします。

○伊藤委員

議案第4号5番、農地法第5条の規定による許可申請について報告します。

まず、立地基準ですが、当該用地は八街駅より南方向へ約1.2キロメートルに位置し、進入路は八街市道に接道し、確保されています。

農地区分といたしましては、事務指針30ページ④の⑥の（ウ）に該当する第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は合計73平方メートルを隣接する印刷会社のお客用駐車場として利用する計画であり、面積は妥当だと思われます。選定理由ですが、経営する会社の隣地であることから選定いたしました。

本計画では埋め立て等の造成は行いません。雨水は敷地内浸透、用水は引き込まず、汚水雑排水は発生いたしません。

隣接地に畑はなく、他者の営農関係に影響はありません。

当該用地は、ほかの用途に利用することの難しい変形した狭小地であり、手を加えずそのまま駐車場として利用できることから、許可後、速やかに計画を実行するものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号1番及び議案第3号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号1番及び議案第3号1番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号2番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号3番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、3番を許可相当に決定します。

次に、議案第4号4番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号5番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可相当に決定します。

会議中ではありますが、ここで15分間休憩します。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時35分

○岩品会長

それでは再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について【一括】を議題とします。

事務局、説明願います。

小川主査、お願いします。

○小川主査

議案書9ページをご覧ください。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）一括方式の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和8年3月24日付けで八街市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号1、所在、八街字外満木山地先、地目、畑、面積2,323平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積6,442平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和13年6月30日まで、新規です。

番号2、所在、八街字嵯峨岡地先、地目、畑、面積1,884平方メートルほか7筆、計8筆の合計面積1万7,819平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和18年6月30日まで、新規です。

番号3、所在、八街字松林地先、地目、畑、面積1万6,529平方メートルのうち1万4,700平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万5,627平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和18年6月30日まで、新規です。

続きまして、10ページをご覧ください。

番号4、所在、吉倉字新田地先、地目、畑、面積1,824平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,652平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和18年6月30日まで、新規です。

番号5、所在、四木字西四木地先、地目、畑、面積495平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和13年6月30日まで、新規です。

番号6、所在、四木字西四木地先、地目、畑、面積1,432平方メートルほか9筆、計10筆の合計面積1万3,653平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和13年6月30日まで、新規です。

続きまして、11ページをご覧ください。

番号7、所在、滝台字丹尾台地先、地目、畑、面積1,795平方メートルほか8筆、計9筆の合計面積1万198平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和18年6月30日まで、新規です。

番号8、所在、沖字中沖地先、地目、畑、面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,966平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和13年6月30日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から8の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進

法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に、議案第6号、令和8年度最適化活動の目標設定等(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

太田係長、お願いします。

○太田係長

それでは、追加でお配りいたしました議案第6号をご覧ください。

議案第6号、令和8年度最適化活動の目標設定等(案)の承認についてご説明いたします。

農業委員会は最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検、評価を行った上で公表することが重要であるとされております。

記載の内容につきましては、令和8年度の目標について作成しております。

1ページですが、農業委員会の状況といたしまして、令和8年4月1日現在の状況が記載されております。

次に、2ページ。最適化活動の成果目標といたしまして、(1)農地の集積については、集積率は43.4%となっております。集積目標は令和8年度集積率を58%としており、これは国の通知によりまして県で作成している千葉県農業経営基盤の強化の推進に関する基本方針に合わせていることとしております。

今年度の新規集積面積は225ヘクタールを目標としております。

(2)といたしまして、遊休農地の解消といたしましては、①に令和7年度の利用状況調査の際の遊休農地の面積を記載しております。

次に、②目標といたしまして、その中で緑区分、黄色区分とありますが、緑区分はトラクター等の耕運機ですぐに畑へと復元できるものでありまして、通知では令和3年度の遊休農地の面積を基に5か年で解消することとされておりますことから、今年度の解消目標面積は2.4ヘクタールといたしました。

黄色区分につきましては、基盤整備等の実施により再生可能な農地として耕作が可能な状況

となる農地となりますので、今後は県、市、農地バンク等と協議し、遊休農地の解消のための工程表の作成を行うこととしております。

次に、３ページをご覧ください。

（３）新規参入の促進といたしましては、現状及び課題、目標といたしましては、過去の平均の１割以上の新規参入者による権利移動面積及び権利設定を今年度は６．４ヘクタール目指すことで設定いたしました。

２といたしまして、最適化活動の活動目標で、推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、以前行われた農林水産省の説明会において、月１０日以上活動を基本とするとの説明がございましたので、昨年同様、月１０日で設定いたしました。

なお、農地利用最適化交付金の関係で、月あたり平均活動日数が１日以下では該当する委員へ交付金が出ないということでしたので、主に農地パトロールを重点的に行っていただければと思っております。

活動強化月間につきましては、３月以上の設定が必要となるため、９月の利用状況調査時に遊休農地の解消のために１回。１０月、１１月に農業者年金の広報活動があるため、それに合わせた形で行うように設定いたしました。

新規参入相談につきましては、年に１回、新規就農者の相談会に推進委員が１名出席するよう設定いたしました。

また、令和８年度の最適化活動の目標設定等につきまして、県から指摘等がございましたら修正させていただきたいと思っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第６号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第６号は承認することに決定します。

次に、報告第１号、第２号についてを議題とします。

事務局より報告第１号を小川主査、報告第２号を三好主任主事、説明願います。お願いします。

○小川主査

報告第１号、議案書１２ページをご覧ください。

報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてご説明いたします。

番号１、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積８６８平方メートル。合意の成立日、令和

8年3月2日。土地引渡時期、令和8年3月12日です。

番号2、所在、滝台字丹尾台地先、地目、畑、面積1,983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積5,948平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和8年3月17日です。

以上です。

○三好主任主事

続きまして、議案書13ページをご覧ください。

第2号について報告いたします。

先月開催の令和8年第3回総会にて承認されました議案第2号1番の農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請及び第3号5番の農地法第5条の規定による許可申請についてですが、当初、土地を取得する譲受人は父親としており、土地を取得後、父親が息子に土地を貸し付け、息子が住宅を建てるという申請でした。しかし、総会での承認後、印旛農業事務所での審査において、農地法第5条第2項第3号の規定に基づき申請に係る用途に供することが確実に認められないと判断されたため、住宅を建てる息子自身が土地を取得する申請に変更することとなりました。

なお、こちらの申請については現在、印旛農業事務所指導の下、申請書類の補正が行われておりまして、近日中に許可指令書が交付される見込みとなっております。

報告は以上となります。

○岩品会長

ただいまの報告事項は、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

○齋藤事務局長

閉会を宣す。（午後4時49分）

議事録署名人

議 長

9 番

1 0 番